

第7次広島県保健医療計画〔中間見直し版〕の概要

1 趣 旨

医療計画については、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6により、在宅医療その他必要な事項について、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することとされている。

計画期間の3年目にあたる今年度、国の「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」の改正への対応や第7次広島県保健医療計画の中間評価を踏まえた見直し検討を行い、広島県医療審議会や広島県地域保健対策協議会等での議論を経て、「第7次広島県保健医療計画（中間見直し版）」を取りまとめた。

2 計画の位置付け及び計画期間

医療法第30条の4に基づき、都道府県が定める医療計画であり、本県の保健医療施策の基本となる平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間の計画。

3 中間見直しの視点

(1) 改正指針や中間評価を踏まえた見直し

国の改正指針等で示された追加指標例の検討や現計画の中間評価を踏まえた数値目標の再設定を行うとともに、これらの見直しに伴う課題整理や施策の検討など、必要な本文修正を実施した。

(2) 改正指針等で示された項目以外の見直し検討

令和2（2020）年度に策定した本県の新たな総合計画（ビジョン）をはじめ、他計画との調和・整合性を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応した取組の追加・変更を行った。

(3) 第8期ひろしま高齢者プラン（令和3～5年度）との一体的な検討

医療及び介護の総合的な確保の観点から整合を図るため、新たに策定する「第8期ひろしま高齢者プラン」の医療介護連携の内容を反映させた。

(4) 二次保健医療圏及び地域計画の見直し検討

各圏域の地域保健対策協議会の意見を踏まえ、中間見直しでは二次保健医療圏と地域計画の見直しを実施しないこととした。

4 主な変更内容

別紙のとおり

5 第8次医療計画の策定に向けた議論の方向性

(1) 新興感染症等の感染拡大時における体制確保

第8次医療計画（令和6（2024）～11（2029）年度）から「新興感染症等の感染拡大時における医療」を医療計画の記載事項の6事業目として新たに位置付ける方針が国から示された。

今後の国の議論を踏まえ、次期医療計画の策定に向けた検討や地域の議論を進めていく。

(2) 二次保健医療圏の見直し検討

第8次医療計画策定時の見直しに際しては、計画期間の終期を見据えつつ、人口や患者の流入・アクセス環境等の要件以外に、介護基盤の整備状況や在宅医療と介護の連携体制、隣接する二次保健医療圏の広域連携、新型コロナウイルス感染症を踏まえた医療体制等の視点も加味していく。

6 検討経緯

日 程	広島県医療審議会	保健医療計画部会	関連する検討会議等の開催状況 (書面開催を含む。)
R2. 3. 26		○第7次広島県保健医療計画の中間見直しにおける検討事項、検討体制等の確認	〔R2. 4. 13 国の計画作成指針等の一部 改正通知発出〕
R2. 8. 6		○現計画の進捗評価(中間評価) ○中間見直しが必要な項目の検討・検討スケジュールの確認 ○二次保健医療圏の見直し検討	
R2. 9. 4	知事から諮問		
R2. 9. 4	◆保健医療計画部会に具体の検討を指示		
R2. 10. 5			□広島県へき地医療支援機構運営委員会
R2. 10. 23			■在宅医療・介護連携推進専門委員会
R2. 11. 9			■救急医療体制検討特別委員会
R2. 12. 9			■災害医療体制検討特別委員会 ■小児医療体制検討専門委員会
(9～11月)			各圏域地域対策協議会 ・二次保健医療圏、地域計画の見直しの必要性について検討
R2. 12. 24		○中間見直し(改定素案)の審議	
R3. 2. 19			■精神疾患専門委員会
(2～3月)			■在宅医療・介護連携推進専門委員会及び同委員会ACP普及促進WG □広島県がん対策推進委員会 □広島県周産期医療協議会
R3. 3. 18		○中間見直し(改定案)の調整	
R3. 3. 18	◆答申(案)審議	(報告)	

◆：広島県医療審議会，○：保健医療計画部会，■：広島県地域保健対策協議会，□：県設置の会議等

主な変更内容

第2章 安心できる保健医療体制の構築

第1節 がんなど主要な疾病の医療体制

- ① がん対策 : 目標値の再設定
- ② 脳卒中对策 : 指標の削除, 目標値の再設定
- ③ 心筋梗塞等の心血管疾患対策 : 目標値の再設定
- ④ 糖尿病対策 : ひろしまヘルスケアポイントの事業終了に伴う記載削除
- ⑤ 精神疾患対策 : 指標の追加及び削除, 目標値の再設定

第2節 救急医療などの医療連携体制

- ① 救急医療対策 : 指標の追加及び削除, 目標値の再設定
- ② 災害時における医療対策 : 指標の変更, 追加及び削除, 災害医療体制の変更(保健医療調整本部, 災害拠点精神科病院, BCP策定支援, J-SPEEDの活用など)を踏まえた記載修正
- ③ へき地の医療対策 : 目標値の再設定
- ④ 周産期医療対策 : 指標の追加, 目標値の再設定
- ⑤ 小児医療(小児救急医療を含む)対策 : 指標の追加

第3節 在宅医療と介護等の連携体制

- ◆ 次期高齢者プランの策定に連動した記載修正
 - ・ 医師, 介護支援専門員, 訪問看護師等への研修の実施
 - ・ 地域ケア会議開催によるネットワーク構築・強化
 - ・ 在宅医療に関するツールを活用した普及・啓発
 - ・ ACP普及推進員の養成
- ◆ 指標の追加及び削除, 目標値の再設定

第4節 外来医療に係る医療提供体制【追加】

令和2(2020)年3月に策定した「外来医療計画」(外来医療提供体制の確保, 医療機器の効率的な活用)

第5節 医療に関する情報提供

- ② ICTを活用した診療支援【追加】
(医療ネットワークの推進, オンライン診療の推進)

第3章 保健医療各分野の総合的な対策

- ② 障害保健対策 : 目標値の再設定
- ③ 感染症対策 : 新興感染症の拡大への対応に関する項目追加
- ⑦ 母子保健対策 : 指標の再設定
- ⑨ 健康増進対策 : ひろしまヘルスケアポイントの事業終了に伴う記載削除

第4章 地域医療構想の取組

- ② 令和7(2025)年の医療需要と医療提供体制
 - 4 病床の機能分化・連携による在宅医療等の追加的需要
令和2(2020)年度の転換意向調査結果を踏まえ, 令和5(2023)年度末の追加的サービス必要量の推計を追加
- ③ 病床の機能の分化及び連携の促進 : 各種取組の反映等

第5章 保健医療体制を支える人材の確保・育成

- ① 医師の確保・育成
令和2(2020)年3月に策定した「医師確保計画」に伴う記載修正
(医師確保計画, 産科医師確保計画, 小児科医師確保計画)
- ④ 看護職員の確保・育成 : 看護職員の需要推計の見直しに伴う記載修正, 指標の変更及び削除, 目標値の再設定
- ⑤ 介護職員の確保・育成 : 目標値の再設定